

資料の掲載日時及び集計方法等について

2021/9/21

株式会社大阪取引所
株式会社東京商品取引所

●資料作成の目的

投資部門ごとの取引規模を把握するため

※先物・オプション取引等、デリバティブ市場全体の取引の規模を把握するには、取引高や取引代金のデータがあります。その内訳として、どのような投資家がどれくらいの規模の取引を行っているかを把握するため、投資部門別に分けて集計を行っています。

●掲載日時

原則として、毎週第4営業日の午後3時

※通常は木曜日に掲載します。

※祝日等非営業日がある場合は、その分後ろ倒しとなります。特に、年末年始やゴールデンウィークなどの場合は、イレギュラーな日程になるため、都度、お知らせを掲載しています。

●集計期間

原則として、掲載日の前週（月～金曜）

※年末年始やゴールデンウィークなどの場合は、前々週（月～金曜）となる場合があります。

※集計は、「〇月第〇週」として、1週間単位で行っています。なお、1日単位での集計は行っておりません。

※週間データを積み上げる形式で、月間や年間データも作成しています。月間の場合は、第1週～第4週（もしくは第5週）を積み上げたみなし月間となりますので、実際のカレンダーと異なる期間を集計している場合があります。

※月末・月初が週の途中に到来する場合は、日数の多い方の月に含めて集計し、祝日等非営業日のため同じ日数となる場合は、後の月に含めて集計しています。

（参考例）

<1月第5週とするケース>

1月29日	1月30日	1月31日	2月1日	2月2日
(月)	(火)	(水)	(木)	(金)

※1月に属する日が3日、2月に属する日が2日の場合、数の多い1月の方に含めて集計します。

<2月第1週とするケース>

1月30日	1月31日	2月1日	2月2日	2月3日
(月)	(火)	(水)	(木)	(金)

※1月に属する日が2日、2月に属する日が3日の場合、数の多い2月の方に含めて集計します。

<11月第1週とするケース>

10月30日	10月31日	11月1日	11月2日	11月3日
(月)	(火)	(水)	(木)	(金・祝)

※10月に属する日も、11月に属する日も2日の場合、後ろの月の11月に含めて集計します。

●投資部門の定義

大阪取引所の商品と、東京商品取引所の商品とは、ほとんどの区分で同じですが、一部の区分において相違点がありますので、ご注意ください。

(1)証券会社

(9)b.を除く大阪取引所または東京商品取引所の取引参加者となっていない証券会社からの委託取引。

(2)都銀・地銀等

銀行法により免許を受けた国内普通銀行。

(3)信託銀行

社団法人信託協会に加盟している信託銀行。

(4)生保・損保

保険業法に規定する生命保険会社及び損害保険会社。

(5)その他金融機関

(2)～(4)に記載されたもの以外の金融機関。

具体的には、信用金庫、信用組合、農林系金融機関、各種共済、政府系金融機関、外国銀行の在日支店等が該当します。

また、商品先物取引業者、取次者経由の取引も該当します。

(6)投資信託

投信法（「投資信託及び投資法人に関する法律」）に規定する投資信託委託会社及び資産運用会社。

(7-1) 事業法人（大阪取引所）

(1)～(6)及び(9)以外の株式会社、有限会社、持分会社（合名・合資会社又は合同会社）。なお、金融機関を傘下に保有するものも含め、持株会社は全て事業法人に該当することとなります。

(7-2) 当業者（東京商品取引所）

(9)を除く当業者（上場商品を主原料とした物品の加工販売等を業としている者）。

(8-1) その他法人（大阪取引所）

金融機関、投資信託、事業法人に該当しない(9)以外の法人等。具体的には、政府・地方公共団体とその関係機関、財団法人、特殊法人、従業員持株会、親睦会、労働組合等の諸団体、金融機関以外の外国企業の在日支店等が該当します。

(8-2) その他法人（東京商品取引所）

(1)～(7-2)及び(9)以外の法人等。

(9) 海外投資家計

a. 外為法（「外国為替及び外国貿易法」）第6条第1項第6号に規定する「非居住者」。なお、日本企業の在外支店及び現地法人については「非居住者」となるため、「海外投資家」に含まれますが、下記b.を除く外国企業の在日支店については「居住者」となるため、上記(5)「その他金融機関」または(8)「その他法人等」に含まれることとなります。また同様に、外国企業の日本の現地法人についても「居住者」となるため、それぞれの属する投資部門に分類されることとなります。

b. 大阪取引所及び東京商品取引所非取引参加者である外国証券会社の国内に設ける支店。

c. 東京商品取引所非取引参加者である外国商品取引業者の国内に設ける支店。

(10) 個人計

(9)以外の個人

●集計対象

全取引参加者の自己取引、及び、資本の額が30億円以上の取引参加者の委託取引
ただし、商品先物・商品先物オプションにおいては、すべての参加者を対象としています。

※全取引参加者の取引を対象としていないため、投資部門別取引状況の全合計の数値が、市場全体の取引高や取引代金よりも少なくなっている場合があります。

※国債先物取引及び国債先物オプション取引においては、国債先物等取引参加者である銀行等の金融機関を含みます。

※商品先物取引及び商品先物オプション取引においては、商品先物等取引参加者である取引参加者を含みます。

※以下の、大阪取引所及び東京商品取引所におけるデリバティブ約定取引に係る取引高及び取引金額を集計しています。

競争売買市場での取引

J-NET取引（いわゆる立会外取引です。）

過誤訂正等のための取引

国債先物オプション取引に係る権利行使分

金先物オプション取引に係る権利行使分

※集計期間中の受渡決済は、集計対象外となります。

●資料の各項目の補足説明

「自己取引計」：取引参加者が、自らの勘定で取引を行った場合、自己取引に集計しています。

「委託取引計」：取引参加者が、顧客から注文を受けて取引を行った場合、委託取引に集計しています。

委託取引は、法人計、個人計、海外投資家計、証券会社に内訳されます。

法人計は、投資信託、事業法人、その他法人、金融機関計に内訳されます。

金融機関計は、生保・損保、都銀・地銀等、信託銀行、その他金融機関に内訳されます。

「差引き」：各投資部門の売りと買いを比較して、買いから売りを引いた数値になります。当該差引きが、プラスの場合は「買越し」、マイナス（▲）の場合は「売越し」となります。なお、大阪取引所の商品の場合、すべての参加者を対象にしていなかったため、必ずしも「0」になるとは限りません。

「比率」：1段目の「総計・自己合計・委託合計」の比率欄は、自己委託合計に占める割合を示します。また、2段目から4段目の比率欄は、1段目とは異なり、委託取引計に占める割合を示します。計算の元となる分母が異なりますので、ご注意ください。

●対象商品

集計の対象となっている先物取引及びオプション取引は、以下のとおりです。

なお、過去に集計対象だったものの、すでに集計対象からはずれたものは記載していません。過去の対象商品については、同じページ上に掲載している「CSV項目内用及びCSVヘッダー」ファイルをご参照ください。また、フレックスオプション及びフレックス先物は集計対象外です。

<株価指数先物取引>

日経225先物、日経225mini、TOPIX先物、ミニTOPIX先物、

JPX日経400先物、東証REIT指数先物、マザーズ指数先物、NYダウ先物、

台湾加権指数先物、FTSE中国50先物、日経平均VI先物、RNP先物

<国債先物取引>

長期国債先物、ミニ長期国債先物、超長期国債先物

<商品先物取引>

(大阪取引所)

金標準先物、金ミニ先物、金現日先物、銀先物、白金標準先物、白金ミニ先物、
白金現日先物、パラジウム先物、ゴム (RSS3) 先物、ゴム (TSR20) 先物、
とうもろこし先物、一般大豆先物、小豆先物、CME原油等指数先物

(東京商品取引所)

バージガソリン先物、バージ灯油先物、バージ軽油先物、プラッツドバイ原油先物、
中京ローリーガソリン先物、中京ローリー灯油先物、西エリア・ベースロード電力先物、
東エリア・ベースロード電力先物、西エリア・日中ロード電力先物、
東エリア・日中ロード電力先物

<株価指数オプション取引>

日経225オプション (プット及びコール)

TOPIXオプション (プット及びコール)

JPX日経400オプション (プット及びコール)

※日経225Weeklyオプションは集計対象外です。

<国債先物オプション取引>

国債先物オプション (プット及びコール)

<有価証券オプション取引>

有価証券オプション (プット及びコール)

<商品先物オプション取引>

金先物オプション (プット及びコール)

以上